

第6章 裁判員制度への対応

五日市 健佑

はじめに

今まで、修士論文のテーマとして、個人的に裁判員制度について研究していましたが、制度そのものは確立した一方で、具体的な事項については今後進めていくことになっていくため、疑問点等が多々存在しました。そこで、今回のヒアリング調査を通じて明らかになったこと等を簡単にここでまとめます。

1. 青森地方裁判所本庁

こちらでは、特に裁判員制度用に作られた法廷（第1号法廷）を見学しました。この法廷は、裁判員裁判用として、東北で2番目に作られた法廷です。

(1) 裁判員裁判用法廷の特徴

- ・中央に裁判官席3席とその両脇に裁判員席各3席ずつの計9席
- ・裁判官席及び裁判員席の特徴として、各々の席がこれまでの裁判官席と違い、10cmほど低く設計されている（被告人が立会いでの質疑されたときに、裁判官及び裁判員と被告人の目が同程度の高さで合うようにしたもの。裁判官及び裁判員が見下ろさないようにするため）。
- ・裁判官及び裁判員席に向かって右に弁護人席、左に検察官席がある。
- ・傍聴席は72席ある。
- ・裁判官及び裁判員が入廷する前の待合空間には、車椅子の方も不自由なく参加できるように、階段だけではなく、車椅子の方のための装置が設置されている。
- ・検察官がプロジェクター等を使用して説明できるような空間もある。

(2) 裁判員制度を住民・市民に理解してもらうための活動

市民講座、模擬裁判、出前講座（模擬裁判）、小学生への市民講座・模擬裁判（保護者同伴）、全国フォーラム、地域フォーラム（全国フォーラムを真似て青森県内の裁判所が考案）。

このように、裁判所としては、裁判員裁判が円滑に行えるような工夫した設備を設置し、又は住民・市民に理解してもらえるような講座を開講しています。

しかし、これから運用される制度であるので、具体的な運用方法については、依然として問題点が残っています。たとえば、1つの対象事件に対して、裁判員候補者名簿から裁判員を選定するための面接等はどこで行うのか、その際に裁判員候補者（50～100人）をどこで待たせるのかなどの運用上の問題点が浮上します。これらの問題点については、今後検討していくこととなります。

2. 青森地方検察庁本庁

こちらの見学では、裁判員制度に関しては、裁判員制度への説明と質疑が主でした（制度自体への概説については、用語解説を参照のこと）。

質問事項、応答の主な内容は、以下の通りです。

- ・裁判員制度導入後の刑事裁判では、裁判員に分かりやすくスピーディーな裁判を目指している。「分かりやすく」という点で、検察庁では、パワーポイント、プロジェクター、図、動画を用いた説明を考えている。
- ・上記のような対策を運用するために、人的体制として、そのような技術面の得意な検察事務官を育成中であり、大きな庁では専門の対応部署などを設けている。
- ・量刑判断を裁判員がする上で、検察庁として、今までの裁判の判決と異なるかという懸念については、検察庁で蓄積された求刑の量刑相場があるので、ある程度資料として提示すべきではないかと考えている。

※このほかにも、検察庁として多様な懸念材料が存在すると思いますが、検察庁としては、この制度自体をやってみなければわからないものもあるとしています。しかし、予想されるものに対しては、すべて対応できるように今から検討中であるとのことでした。

3. 青森県弁護士会

こちらでは、時間を十分に取れなかったため、裁判員制度に関する質問はほとんどできませんでしたが、弁護士会による説明は以下のようなものでした。

- ・弁護士会としては、現在の裁判員制度に対応するための研修等のイメージがうまくできていない。
- ・現在の裁判員制度による裁判では、量刑が重くなる傾向にあり、被告人に裁判員制度による裁判か今までの職業裁判官による裁判かを選択する権利がなく、市民による裁判ではないとも考えられる。
- ・重大事件は連日的に開廷されるため、弁護士は、一般的民事事件を取り扱えなくなり、事務所が回らなくなる恐れがあると考えている。そのため、弁護士への負担が増大する傾向になるかもしれない。

※なお、その他、弁護士会についての詳細は、「青森県弁護士会」の調査報告を参照のこと。

おわりに

今回の夏季休業中を利用した見学・訪問では、有意義な時間を過ごせたと思います。特に、裁判所や検察庁、弁護士会では、裁判員制度に関する様々な説明を十分にいただき、また、こちらの質疑に対して丁寧に親切に回答していただき、感謝致します。今回の見学・訪問での調査結果をうまく修士論文に用いることができるかどうかは、私次第ですが、多

様な疑問点を解決できたので良かったと思います。

しかしながら、今後の検討課題が残存していることも事実です。たとえば、すでに述べた面接の実施場所や待機場所の確保のほか、裁判員裁判の取り扱う事件は重大事件のためマスコミ等で騒がれていて全く知識のない者はいないのではないかと、ある種洗脳的にマスコミ報道が影響して被告人に従来の裁判で出たであろう判決よりも重い判決が下されうるのではないかと、といったことが挙げられます。これらの点に関しては、裁判員裁判が始まるまでもしくは始まった後に続く検討事項となるのではないかと考えられます。

いずれにしろ、平成21年5月までに始まる予定の制度なので、それまでに予想される多様な問題点につき、解決の方向性を模索し、一定の解決をしておく必要があります。この制度は、1つの機構だけが努力しても円滑な運営ができないと思われるので、裁判所・検察庁・弁護士会の三者が相互協力して、円滑な運営を図り、国民に十分な理解を求める必要があります。さらに、われわれ国民の側としても、可能な限り、自発的に裁判員制度に対する理解を深める必要があると思います。裁判所や検察庁としても、裁判員制度への理解を深めてもらうために、上記のような活動を行っているのです、そのような活動に参加してみるべきではないでしょうか。